誓	約	書
昌	小り	百

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項(第56条第1項)に規定する欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める 者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又はこれらの法令に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第 51 条第 1 項 (第 58 条第 1 項) の規定により登録を取り消され、その処分のあった 日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者 (フロン類回収業者) で法人であるものが第51条第1項 (第58条第1項) の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者 (フロン類回収業者) の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第 51 条第 1 項 (第 58 条第 1 項) の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業 (フロン類回収業) に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定 代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が前各号のいず れかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

	年	月	日
Λ. ∹ κ			
住所			
•			